

# 第9期

## 栗東市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

概要版



令和6年3月  
栗東市

## 計画策定の趣旨

介護保険制度においては、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進していくことが必要になります。

住みなれた地域で、いきいきと安心して満足した生活を送り、幸福に暮らしていくためには、一人ひとりが役割をもちながらつながり支え合う地域社会の実現が必要です。また、認知症高齢者の増加に対しては、国会において令和5年6月に認知症基本法が成立し、認知症の人が尊厳を持って暮らせる社会の実現や正しい理解の普及、バリアフリー化の推進などが求められています。また、認知症施策大綱の中間評価を踏まえた施策の推進も含め、認知症高齢者や支える人々への様々な支援が求められています。

介護人材の不足については、全国的な課題であるとともに、本市においても今後大きな課題になっていく可能性があり、介護人材の確保や定着に向けた取組が引き続き求められています。

本計画は、第8期計画の成果と課題を踏まえながら、中長期的な視点を持ち、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

## 基本理念

“ 高齢者の安心を支え合い、  
ともに元気に暮らせるまちづくり ”

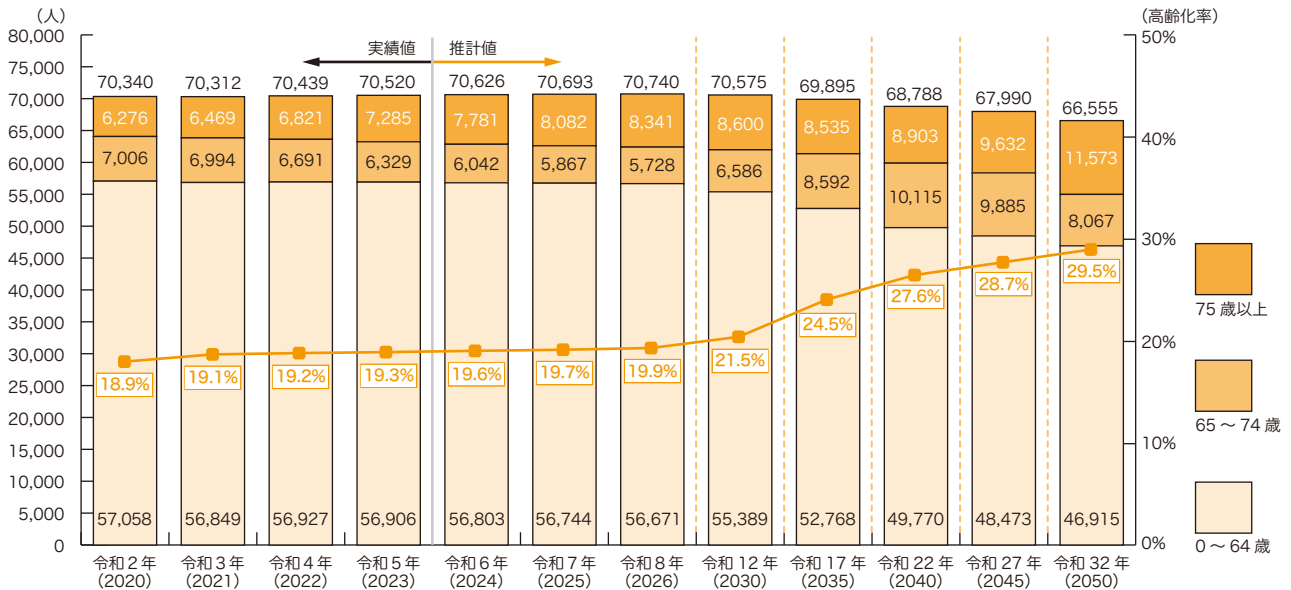
## 計画の期間

年度		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画	→								
	第9期計画				本計画			→		
	第10期計画							→		

## 高齢者人口及び高齢化率の見込み

本市における、計画期間（令和6～8年度）及び令和12（2030）年、令和22（2040）年、令和32（2050）年の人口を次のように見込みます。

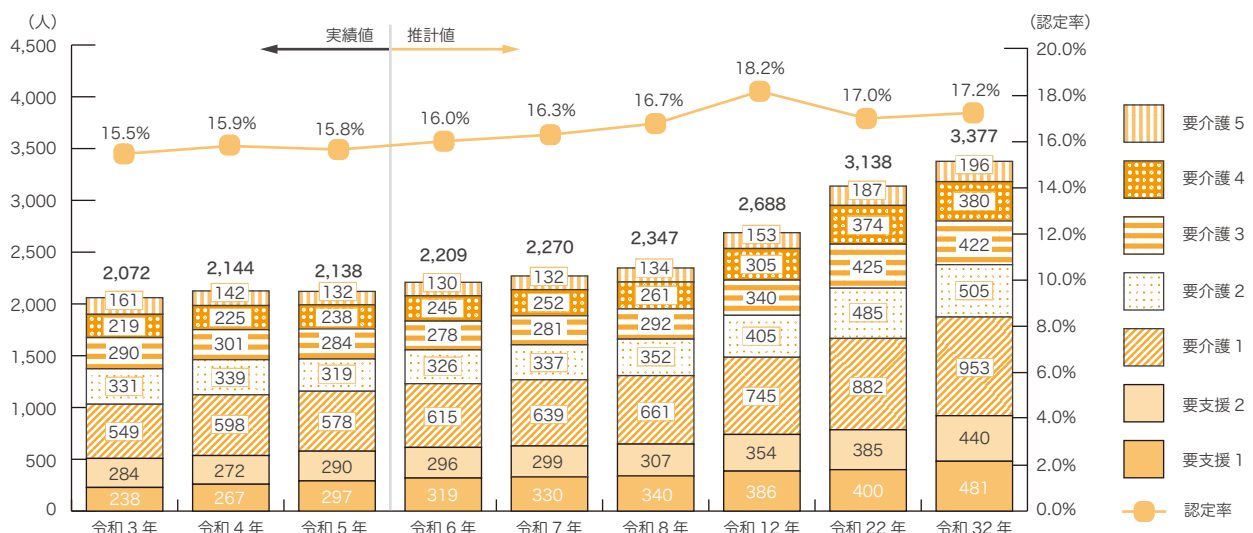
65歳以上の高齢者人口は、令和5年の13,614人から、令和8年には14,069人、令和12年には15,186人と伸び続けるものと考えられ、長期推計をみると、令和32（2050）年には19,640人まで増加すると見込まれています。75歳以上の人口は令和5年の7,285人から、令和8年には8,341人と大幅に増加することが見込まれ、75歳以上比率は10.3%から11.8%まで上昇します。



## 要介護認定者の見込み

これまでの認定者数の推移をもとに推計し、令和8年の要支援・要介護認定者数は2,347人、認定率は16.7%と見込みます。

将来的には、認定率の高い75歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加することが予測され、令和12年には2,688人と見込みます。



## 計画の基本的視点

- 01 一人ひとりの尊厳の尊重
- 02 明るく活力ある生活の実現
- 03 高齢者が自分らしい生活を持続するための適切なサービスの提供
- 04 総合的、一体的、効率的なサービスや支援の提供
- 05 地域共生社会の実現

## 施策体系

基本理念	基本方向	具体的施策
高齢者の安心を支え合い、 ともに元気に暮らせるまちづくり	<b>1</b> 健康と生きがいづくりの推進	(1) 介護予防・健康づくりの推進 (2) 生きがいづくりの推進 (3) 高齢者の社会参加の促進
	<b>2</b> 互いに助け合うまちづくりの推進	(1) 地域のつながりづくりの推進 (2) 市民が互いに支え合う地域づくりの推進
	<b>3</b> 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実	(1) 地域包括支援センターによる包括ケアの推進 (2) 在宅医療と介護の連携 (3) 安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実 (4) 安心できる住まいの環境づくり
	<b>4</b> 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持	(1) 認知症「共生」「予防」の推進 (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供 (3) 高齢者虐待防止の取組みの推進 (4) 高齢者権利擁護の推進
	<b>5</b> 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護人材の確保・定着の推進 (2) サービスの充実 (3) サービスの質の向上

# 施策の展開

## 基本方向1 健康と生きがいづくりの推進

高齢者がいきいきと自分らしい幸福な生活を送るため、一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、自立生活を維持できるよう、効果的な介護予防を推進します。

また、健康づくりや生活習慣病予防対策とともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会の充実や、地域とのつながりを生み出す社会貢献・社会参加の促進に努めます。

数値目標	R4実績値	R8目標値
健康寿命（平均自立期間）の延伸 【国保データベース（KDB）システム】 ※過去3年間の平均値	男性：80.8歳	男性：81.4歳
	女性：84.6歳	女性：85.2歳

### (1) 介護予防・健康づくりの推進

地域介護予防活動支援事業、高齢者の疾病予防・重症化予防 等

### (2) 生きがいづくりの推進

生涯学習の支援と充実、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施 等

### (3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者のボランティア活動などへの参加促進と活動団体の育成・支援、高齢者の就労の機会づくり 等

## 基本方向2 互いに助け合うまちづくりの推進

地域共生社会の実現に向けては、従来の支える側、支えられる側という関係を超えて、高齢者を含むすべての人が地域の参加者であり、「支え合い、助け合い」の考え方を、地域に根付かせることが必要です。

このため、既存の社会資源や地域の多様化するニーズの把握に努めながら、関係機関・関係部署の連携による、世代間のコミュニケーション・つながりの活性化や、誰も取りこぼさない重層的なセーフティネットの構築を図るとともに、住民がより身近に感じられる生活支援サービスの充実に取り組みます。また、地域の自主的な支え合い活動を支援します。

数値目標	R4実績値	R8目標値
住み慣れた地域で、近隣との支え合いのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	51.8%	54.4%
	(※令和3年9月実績)	

### (1) 地域のつながりづくりの推進

誰もが安心して暮らせるネットワークづくり、世代間交流活動の推進

### (2) 市民が互いに支え合う地域づくりの推進

生活支援体制の整備、暮らしを支える豊かな地域づくり、地域福祉の推進

### 基本方向3 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実

地域包括支援センターをはじめ、高齢者を取り巻くさまざまな機関や団体のネットワークにより、地域に暮らす一人ひとりの生活課題や状況を把握し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるきめ細かな地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域の医療と介護の現状把握に努めるとともに、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動の充実を図ります。

近年の自然災害発生状況や新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、緊急通報システムの普及促進などの平常時の見守りを進めるとともに、防災や感染症対策についての周知・啓発、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備等を進めます。

さらに、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくるとともに、買い物や外出など日常生活への支援の充実を図ります。

数値目標	R4実績値	R8目標値
(主観的幸福感) 幸福度8点以上と答えた人の割合【ニーズ調査・在宅介護実態調査】(不明・無回答を含む)	要介護：33.9%	要介護：35.0%
	要支援：32.6%	要支援：35.0%
	非該当：47.4%	非該当：50.0%

#### (1) 地域包括支援センターによる包括ケアの推進

地域包括支援センターの機能強化／地域ケア会議の充実／総合相談支援の充実 等

#### (2) 在宅医療と介護の連携

在宅医療・介護を支援する多機関・多職種間の関係構築／在宅療養等に関する地域住民への普及啓発 等

#### (3) 安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実

防災・感染症対策の取組の推進／防犯・消費者被害防止に向けた取組の推進 等

#### (4) 安心できる住まいの環境づくり

公共交通機関の充実や買物等生活支援事業者の情報提供など、日常生活への支援の充実／高齢者向け住まいに関する相談及び情報連携の強化 等



## 基本方向4 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持

認知症「共生」「予防」の推進に向けて、認知症をできる限り早期に発見し、認知症高齢者と家族への初期支援と自立生活支援を行うとともに、認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して穏やかに過ごせる居場所や見守りのあるまちづくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取組みを推進します。

数値目標	R4実績値	R8目標値
住み慣れた地域で、近隣との支え合いのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】※再掲	51.8%	54.4%
	(※令和3年9月実績)	

### (1) 認知症「共生」「予防」の推進

安心につながる協働による地域見守り体制と居場所づくり／認知症に関する身近な相談窓口づくりと情報提供の充実 等

### (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

初期集中支援チームによる支援体制の充実／認知症ケアパスの活用／介護家族に対する支援 等

### (3) 高齢者虐待防止の取組みの推進

高齢者虐待防止に関する意識づくり／高齢者虐待ケース検討会議、定例虐待ケース会議の開催 等

### (4) 高齢者権利擁護の推進

成年後見制度の普及・啓発／高齢者の権利を守るためのネットワークの構築 等

## 基本方向5 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図ります。

また、介護の職場の魅力発信やボランティアポイント制度の活用、総合的な介護人材確保のための基盤構築など、介護人材の確保・定着に努めます。

数値目標	R4実績値	R8目標値
(主観的幸福感)幸福度8点以上と答えた人の割合【ニーズ調査・在宅介護実態調査】(不明・無回答を含む)※再掲	要介護：33.9%	要介護：35.0%
	要支援：32.6%	要支援：35.0%

### (1) 介護人材の確保・定着の推進

介護人材の確保に向けた取組みの推進／ケアマネジャーの人材確保 等

### (2) サービスの充実

地域密着型・居宅等の各サービス／高齢者の自立を促す生活支援サービスの提供 等

### (3) サービスの質の向上

介護サービス事業所への指導・助言／ケアマネジャーへの支援の充実 等

# 介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。

これにより、本市においては、下記のとおり13段階の保険料を設定します。

## ■所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

段階	所得などの条件	基準額に対する比率	保険料年額	
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.285	21,600円	
第2段階	軽減	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	×0.485	37,200円
第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.685	52,800円
第4段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.9	68,400円
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.0	75,600円
第6段階	割増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.2	91,200円
第7段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.3	98,400円
第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.5	114,000円
第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.7	129,600円
第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.9	144,000円
第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.1	159,600円
第12段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.3	174,000円
第13段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.4	182,400円

## 第9期 栗東市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

発行：栗東市 編集：栗東市 健康福祉部 長寿福祉課  
 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
 電話：077-551-1940 FAX：077-551-0548  
 Eメール：choju@city.ritto.lg.jp

